

財産の取得(小学校教師用指導書)に係る不適切な事務処理について

1 概要

他自治体において小学校教師用指導書等の購入に際し、議決を経ないまま購入した不適切な事務処理が行われた事例を受け、本市でも同様の事例について調査を行ったところ、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に反し、予定価格 2,000 万円以上の財産の取得について、議会の議決を経ないまま契約及び支出をした不適切な事務処理が判明したため報告するもの。

2 契約内容

(1) 件名 小学校教師用指導書購入

(2) 契約の相手方

① 飯塚市飯塚 18 番 7 号

株式会社 元野木書店

代表取締役 元野木 治比古

取得価格 34,706,430 円

市立小学校 11 校分 704 冊

契約日 令和 6 年 4 月 1 日

② 飯塚市忠隈 367 番地 3

太田書店

太田 直子

取得価格 25,241,040 円

市立小学校 8 校分 512 冊

契約日 令和 6 年 4 月 1 日

3 不適切な事務処理の原因

(1) 法律及び条例の認識及び理解が不足していたこと。

(2) 教師用指導書価格が大幅に値上げとなったにもかかわらず、令和 3 年度の中学校教師用指導書の契約実績をもとに、関連法律及び条例等の確認を行わずに、いま安易に前例を踏襲した事務処理を行ったこと。

4 来年度以降の教師用指導書購入の際の事務処理方法

- (1) 教科書採択協議前年度の次年度当初予算編成時に債務負担行為要求
- (2) 教科書採択年度の指導書予定単価提示を受け、値上げ等により債務負担行為限度額に変更が生じる場合は、早急に変更要求
- (3) 教科書採択年度2月の市内納入取次供給所決定後、当該供給所と契約、又は仮契約を締結し、納入に関する協議開始
- (4) 購入予定価格が2,000万円以上となるものは、3月定例議会に議案を上程
- (5) 教科書採択次年度(使用開始年度)の納品後、支出